あおばケアサービス 指定居宅介護支援事業所・介護予防支援 運営規程

(事業の目的)

第1条 有限会社 野いちご が開設するあおばケアサービス(以下「事業所」という)が行う指定 居宅介護支援の事業及び介護予防支援事業(以下「事業」という。)の適切な運営を確保する ために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員(以下、「従業員」と いう。)が要介護状態又は要支援状態にある高齢者(以下、「利用者」という。)に対し、適正 な指定居宅介護支援又は指定介護予防支援を提供することを目的とする。

(運営の方針)

- 第2条 当事業所は、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、その利用者が可能な限りその居宅において有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう利用者の立場にたった援助を行うものとする。その援助の効果が最大限発揮され、利用者が有している生活機能の維持・改善が図られるよう、目標志向型の計画を作成し、援助するものとする。
 - 2 事業の実施にあたっては、利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の選択に基づき適切な保 健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から総合的かつ効率的に提供されるよう 中立公正な立場でサービスを調整する。
 - 3 事業の実施にあたっては、利用者の要介護又は要支援状態の悪化の防止に資するよう、その目標を設定し、計画的に行うとともに、地域との結びつきを重視し、市町村、地域包括支援センター、老人介護支援センター、指定居宅介護支援事業者、他の指定居宅介護支援事業者、指定介護予防支援事業者、指定居宅サービス事業者等、介護保険施設、指定介護予防サービス等事業者、介護保険施設、指定特定相談支援事業者、住民による自発的な活動によるサービスを含めた地域における様々な取り組みを行う者等と密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。
 - 4 事業の実施に当たっては、自らその提供するサービスの質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

名称:あおばケアサービス

所在地: 神奈川県川崎市高津区久地 4-12-1 川辺ビル 201 号室

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

1. 管理者 1名(常勤兼務)

管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行い、また、当該事業所の 従業者に法令及びこの規程を遵守させるため必要な命令を行うとともに自らも指定居宅 介護支援にあたる。

2. 主任介護支援専門員 2名以上

介護支援専門員 3名以上

介護支援専門員は、次の指定居宅介護支援の提供にあたる。

① 在宅で生活をしている要介護者が、日常生活を営むために必要な保健医療サービス又は福祉サービスを適切に利用できるよう、要介護者からの依頼を受けて、指定居宅

サービス事業者等に関するサービスの内容、利用料等の情報を利用者及びその家族に提供する。

- ② 利用者及びその家族に面接し、課題分析により利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を把握する。
- ③ 居宅サービス計画の原案を作成し、サービス担当者会議を開催し、利用者の状況等に関する情報を担当者と共有するとともに、居宅サービス計画の原案の内容について、担当者から専門的な見地からの意見を求める。
- ④ 居宅サービス計画の原案の内容について利用者及びその家族に対し説明し、文書により利用者の同意を得、居宅サービス計画を利用者及びサービス事業者に交付する。
- ⑤ 居宅サービス計画に基づき指定居宅サービス等の提供が確保されるよう、サービス事業者やその他の者との連絡調整等の便宜の提供を行う。
- ⑥ 要介護者が介護保険施設への入所を要する場合には、介護保険施設の紹介その他の便宜の提供を行う。又、介護保険施設等から退所等を行う場合には居宅への移行がスムーズに行われるよう連絡調整を行う。
- ⑦ 介護予防サービス計画の作成その他必要な指定介護予防支援の業務を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は次のとおりとする。

営業日:月曜日から金曜日までとする。ただし、祝日、12月29日から1月3日を除く。

営業時間:午前9時から午後5時30分までとする。

上記の営業日、営業時間のほか、電話等により常時連絡が可能な体制を整備する。

(指定居宅介護支援事業の提供方法、内容及び利用料等)

- 第6条 指定居宅介護支援の提供方法及び内容は次のとおりとし指定居宅介護支援を提供した場合の 利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとする。ただし、当該指定居宅介護支 援が法定代理受領サービスであるときは、利用者負担はない。
 - 2 次条の通常の事業の実施地域を超えて行う指定居宅介護支援事に要した交通費は、通常 の 事業の実施地域を越えた所から公共交通機関を利用した実費を徴収する。なお、自動車を利 用した場合の交通費は次の額を徴収する。通常の事業の実施地域を越えた所から、片道分1 キロメートルあたり 100 円交通費の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して 事前に文書で説明をした上で、支払に同意する旨の文書に署名(記名押印)を受ける。
 - 3 指定居宅介護支援事業の内容
 - ① 利用者による居宅サービスの選択に資するよう、当該地域における指定居宅サービス事業者等に関するサービスの内容、利用料等の情報を利用者及びその家族に提供する。尚、情報の提供については、電磁的提供も可能とする。
 - ② 利用者の居宅を訪問し、利用者及びその家族に面接し、課題分析により利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を把握する。
 - ③ 利用者及び家族の生活に対する意向、総合的な援助の方針、生活全般の解決すべき課題、提供されるサービスの目標及びその達成時期、サービスの種類、内容及び利用料並びにサービス提供する上での留意事項等を記載した居宅サービス計画の原案を作成する。
 - ④ サービス担当者会議の開催により、利用者の状況等に関する情報を担当者と共有するとともに、当該居宅サービス計画の原案の内容について、担当者から専門的な見地からの意見を求

める。尚、担当者会議については、テレビ電話や **ZOOM** 等の装置やアプリケーションを活用 して行う事も可能とする。

- ⑤ 居宅サービス計画の原案の内容について利用者及びその家族に対し説明し、文書により利用 者の同意を得て、居宅サービス計画とする。
- ⑥ 当該居宅サービス計画に関し利用者の同意を得た上で、サービス事業者等との連絡調整その他の便宜の提供をする。
- ⑦ 当該居宅サービス計画を利用者及びサービス事業者に交付する。
- ⑧ 適切な保健医療サービス及び福祉サービスが総合的かつ効率的に提供された場合においても、利用者が介護保険施設等への入所等を希望した場合は、介護保険施設等への紹介その他便宜を提供する。又、介護保険施設等から退所等を行う場合には居宅への移行がスムーズに行われるよう連絡調整を行う。
- ⑨ 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成後においても、利用者及びその家族、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行い、少なくとも1月に1回利用者の居宅を訪問し、居宅サービス計画の実施状況を把握(以下「モニタリング」という)する。モニタリングの結果についてはその都度記録する。

4 提供方法

- ① 課題の分析について厚生労働省で定めた23分野に渡る項目が標準として独自対応している。
- ② 指定居宅介護支援の提供に当たっては、利用者の自宅又は事業所の相談室において、利用者及びその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいよう説明を行うとともに、相談に応じる。
- ③ 居宅介護支援の提供の開始にあたって、利用者等に対し前6カ月間に当該事業所において作成された居宅サービス計画の総数のうちに訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護(以下「訪問介護等」という。)が位置付けられた居宅サービス計画の占める割合、前6カ月に当該事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けされた訪問介護等ごとの回数のうちに同一の指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者によって提供されたもののうちに同一の指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者によって提供されたものの占める割合につき説明を行い、同意を得るものとする。

(介護予防支援の提供方法)

第7条 介護予防支援の提供方法は次のとおりとする。

- (1) 介護予防支援の提供に当たっては、利用者の自宅又は事業所の相談室において、利用者及びその家族に対し、サービスの提供方法等について理解しやすいようわかりやすく説明を行うとともに、相談に応じる。
- (2) 担当職員は、介護予防サービス計画の作成に当たっては、利用者の居宅を訪問し、利用者及びその家族に面接したうえで適切な方法で利用者の課題分析を行う。

(介護予防支援の内容及び利用料その他の費用の額)

第8条 介護予防支援の内容は次のとおりとする。

- (1) 介護予防サービス計画の作成に当たっては、利用者によるサービスの選択に資するよう、当該地域における指定介護予防サービス事業者等に関するサービス及び住民による自発的な活動によるサービスの内容、利用料等の情報を適正に利用者又はその家族に対して提供する。
 - (2) 介護予防サービス計画の作成に当たっては、利用者について、その有している生活機

能や健康状態、その置かれている環境等を把握した上で、次に掲げる領域ごとに利用者の日常生活の状況を把握し、介護予防の効果を最大限に発揮できるよう支援すべき総合的な課題を把握する。

- ① 運動及び移動
- ② 家庭生活を含む日常生活
- ③ 社会参加並びに対人関係及びコミュニケーション
- ④ 健康管理
- (3) 利用者の課題分析の結果等を踏まえた具体的な目標、その目標を達成するための支援の留意点、指定介護予防サービス事業者等が目標を達成するために行うべき支援内容並びにその期間等を記載した介護予防サービス計画の原案を作成する。
- (4) サービス担当者会議の開催により、利用者の状況等に関する情報を担当者と共有するとともに、当該介護予防サービス計画の原案の内容について、担当者から専門的な見地からの意見を求める。
- (5) 当該介護予防サービス計画の原案の内容について利用者又はその家族に対して説明 し、文書により利用者の同意を得て、介護予防サービス計画とする。
 - (6) 当該介護予防サービス計画を利用者及びサービス事業者に交付する。
- (7) 介護予防サービス計画に位置付けた指定介護予防サービス事業者等に対して、サービスごとの計画書の提出を求める。
- (8) 指定介護予防サービス事業者等に対して、介護予防サービス計画に基づき、サービス ごとの計画の作成を指導するとともに、サービスの提供状況や利用者の状態等に関する報告を少なくとも1月に1回、聴取する。
- (9) 介護予防サービス計画作成後、介護予防サービス計画の実施状況の把握を行い、必要に応じて介護予防サービス計画の変更、指定介護予防サービス事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行うものとする。実施状況の把握にあたっては、少なくともサービス提供を開始する月の翌月から起算して3月に1回及びサービスの評価機関が終了する月並びに利用者の状況に著しい変化があったときは、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接する。利用者の自宅を訪問しない月においては、可能な限り指定介護予防サービス事業所を訪問する等の方法により利用者に面接するよう努めるとともに、当該面接ができない場合にあっては、電話等により利用者との連絡を実施するとともに、少なくとも1月に1回、モニタリングの結果を記録する。
- (10) 指定介護予防サービス事業者等から利用者に係る情報の提供を受けたときその他必要と認めるときは、利用者の服薬状況、口腔機能その他の利用者の心身又は生活の状況に係る情報のうち必要と認めるものを、利用者の同意を得て主治の医師若しくは歯科医師又は薬剤師に提供する。
- (11) 介護予防サービス計画に位置付けた期間が終了するときは、当該計画の目標の達成 状況について評価する。
- (12) 適切な保健医療サービス及び福祉サービスが総合的かつ効率的に提供された場合においても、利用者がその居宅において日常生活を営むことが困難となったと認める場合又は利用者が介護保険施設への入院又は入所を希望する場合には、利用者の要介護認定に係る申請について必要な支援を行い、介護保険施設への紹介その他の便宜の提供を行う。また、介護保険施設等から退所等を行う場合には居宅への意向がスムーズに行われるよう連絡調整を行う。
- 2 横浜市長からの求めがあった場合には、介護予防サービス計画の実施状況等に関して情

報提供する。

- 3 指定介護予防支援を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとする。ただし、当該指定介護予防支援が法定代理受領サービスであるときは、利用者負担はない。
- 4 第8条の通常の事業の実施地域を越えて行う訪問介護等に要した交通費は、通常の事業の実施地域を越えた所から公共交通機関を利用した実費を徴収する。

なお、自動車を利用した場合の交通費は次の額を徴収する。

通常の事業の実施地域を越えた所から、片道分1㎞ごとに35円

5 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払に同意する旨の文書に署名(記名押印)を受ける。

(通常の事業の実施地域)

第9条 通常の事業の実施地域は、川崎市高津区、多摩区とする。

(緊急時等における対応方法)

第10条介護支援専門員等は居宅介護支援を実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告する。

(相談・苦情対応)

第11条当事業所は、利用者からの相談、苦情等に対する窓口を設置し、自ら提供した居宅介護支援 又は居宅サービス計画に位置づけた指定居宅サービス等に関する利用者の要望、苦情等に対 し、迅速に対応する。

(事故発生時の対応)

- 第12条 当事業所は、利用者に事故が発生した場合には、速やかに市町村、利用者の家族等に連絡 を行うとともに、必要な措置を講ずる。
 - 2 当事業所は、前項の事故及び事故に際してとった処置について記録する。
 - 3 当事業所は、利用者に賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を凍やかに行う。
 - 4 指定居宅介護支援事業所の管理者は、従業者に対し、自己発生の防止に関する知識等を周知 するとともに、研修等を受講させるよう努める。
 - 5 自ら提供した指定居宅介護支援等に対する利用者について、サービス提供事業所から事故の報告がなされた場合には、適切に対応するものとする。

(身体的拘束等)

- 第13条 事業所は、指定介護予防支援の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下「身体的拘束等」という。)を行ってはならない。
 - 2 事業所は、緊急やむを得ず身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由(以下「身体的拘束等の態様等」という。)を記録しなければならない。
 - 3 事業所は、身体的拘束等を行う場合には、事前に、当該利用者又はその家族に、身体的 拘束等の態様等を説明しなければならない。ただし、やむを得ない事情により事前に当該説 明をすることが困難な場合は、この限りでない。

4 事業所は、前項ただし書の規定により事前に説明を行わなかった場合には、当該身体的拘束等を行った後速やかに、当該利用者又はその家族に、身体的拘束等の態様等を説明しなければならない。

(虐待の防止)

- 第14条 事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に定める措置を講じる。
 - (1) 事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催するとともに、その結果について、担当職員に周知徹底を図ること。
 - (2) 事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。
 - (3) 事業所において、担当職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。
 - (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

(感染症予防、まん延防止の対策)

- 第15条 事業者は、事業所内において感染症が発生し、又はまん延しないように次の措置を講じます。
 - 1 事業所内における感染症の予防又はまん延の防止のための勉強会をおおむね6カ月に1回以 上開催するとともに、その結果を介護支援専門員に周知徹底を図る。
 - 2 事業所は、介護支援専門員に対し、感染症の予防又はまん延防止のための研修及び訓練を定期的に実施する。

(個人情報の保護)

- 第16条 事業者は、利用者及びその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び 厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガ イドライン」を遵守し適切な取扱いに努めるものとする。
 - 2 事業所が得た利用者及びその家族の個人情報については、介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は、利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意をあらかじめ契約書にて得るものとする。

(秘密の保持)

- 第17条 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
 - 2 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者 でなくなった後においても、これらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容に 含むものとする。

(従業者の研修等)

- 第18条 事業所は、従業者に対し、常に必要な知識の習得及び能力の向上を図るための研修(外部における研修受講を含む。)を実施する。尚、研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。
 - ① 採用時研修 採用後6ヶ月以内
 - ② 継続研修 年 12 回
 - 2 事業所は、適切な居宅介護支援の提供を確保する観点から、職場において行われる性的

な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護支援専門員の就業環境が害されることを防止するため定期的に必要な研修を行う。

(第三者評価)

第19条 提供するサービスの第三者評価の実施状況について

実施の有無	実施無し
実施した直近の年月日	実施無し
実施した評価機関の名称	実施無し
評価結果の開示状況	実施無し

(その他)

第20条 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は有限会社 野いちごと事業所の管理 者との協議に基づいて定める。

附則

- この規程は令和7年9月1日から施行する。
- この規程は令和7年10月1日から改定する。